

箱根町
事業者向け
ガイドブック
令和7年度版



箱根町の事業者向けガイドブック（令和7年度版）

目次

01 事業者向けの補助金

人材確保支援事業補助金	P01
退職金共済制度加入奨励補助金	P02
箱根寄木細工PR補助金	P03
景観まちづくり協力店	P05
危険木伐採等補助金	P06
緊急輸送道路沿道建築物耐震化補助金	P07
ブロック屏等撤去改修補助金	P08

02 事業者向けの融資

箱根町制度融資	
設備投資促進	P09
新型コロナウイルスの影響	P10
原材料・仕入価格の高騰、急激な円安等の影響	P10
信用保証料補助	P11
各種融資の利子補給	
マル経融資（小規模事業者経営改善資金）	P12
資本性劣後ローン	P12

03 新規創業をされる方へ

創業支援等事業計画	P13
新規創業促進補助金	P14
新規創業融資	P15

04 事業者の皆さまへご案内

無料経営相談

箱根町中小企業者等アドバイザー派遣	P16
無料お困りごと相談会	P16
箱根町産業振興勤労者表彰	P17
償却資産の申告	P25
法人町民税の申告・納付	P27

募集をしています

はこワク！求人掲載	P18
箱根物産コーナー	P19
箱根ふるさと納税	P20
ホームページバナー広告	P21
箱根町資源保全基金（箱根トラスト）	P22
箱根ジオパーク推進事業	P23

05 勤労者の皆さまへご案内

国際的に活躍したい方へ

英語に関する技能検定料の補助	P29
箱根町国際交流協会	P29
勤労者生活資金融資	P30
箱根町立施設のご紹介	P31

人材確保や定着への新たな取り組みへ最大60万円の補助 人材確保支援事業補助金

制度について

01 事業者向け
補助金

人材確保と求職者の町内就職を促進するため、人材確保や定着への取り組みおよび働きがいや資質向上につながる取り組みを新たに行った町内中小企業等に経費の一部を補助します。

対象となる経費

01 人材確保事業

働き方改革や生産性向上を進める町内中小企業等が人材確保を図ることを目的に行う新たな取り組み

- ◇各種広告費
- ◇採用に関する自社ホームページの新規作成
改修費用など

02 省人化事業

町内中小企業者等が人員の補充又は増員をせずに、生産性を高めるため、人が行う作業等を効果的に代替する省人化機器等を新たに導入する取組み

- ◇機械器具使用料
- ◇機械器具購入 など

03 人材育成事業

町内中小企業者等の経営者またはその従業員が働き方改革や生産性向上に向けて、技術・技能・知識の習得を図るための新たな取り組み

- ◇旅費
- ◇専門家謝礼
- ◇研修受講料
- ◇会場借上料
- ◇機械器具使用料
- ◇資格取得に係る費用 など

問合せ先

箱根町企画観光部観光課産業振興係

Mail web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp

TEL 0460-85-7410



01

箱根町 人材確保



補助の金額

補助対象経費の

1
ー
2

以内

補助限度額

各 20 万円

▶ 最大60万円

補助の対象者

- ◇町内に事業所等を有する中小企業者、
小規模企業者または個人事業主
- ◇みなし大企業でない
- ◇町税に滞納がない
- ◇個人事業主 / 暴力団員でない
法人 / 暴力団でなく、
代表者または役員が暴力団員でない

申請について

1 事前相談票を提出

企業概要や新たに取り組む内容を記入
事業内容がわかる書類(見積書等)を添付

2 内容を審査

3 申請書を提出

企業概要や新たに取り組む内容を記入
事業内容がわかる書類(見積書等)を添付

4 交付決定

決定通知を受け取って、事業を開始

5 報告書の提出

報告完了後に補助金を交付します

従業員の福利厚生をサポート 退職金共済制度加入奨励補助金

制度について

町内に事業所がある企業の振興や従業員の雇用の安定のために退職金共済制度に加入する事業主が負担する退職金共済掛金の一部を補助します。

対象となる退職金共済制度の締結団体

次のいずれかの団体が実施する特定退職金共済制度に加入し、退職金共済契約を締結している必要があります。

- 1 (社)箱根温泉観光産業従業員退職金共済会
- 2 小田原箱根商工会議所
- 3 (独)勤労者退職共済機構

補助の対象者

- ◇町内で1年以上継続して事業を営んでいる
- ◇町税に滞納がない
- ◇個人事業主 / 暴力団員でない
法人 / 暴力団でなく、
代表者または役員が暴力団員でない

補助の金額

補助金の額は、共済契約者が町内事業所で雇用する退職金を受けるべき従業員1人の1ヶ月あたりの掛金額により変わります。

従業員1人1ヶ月あたりの
掛金が2,000円 以上の場合

600円 / 月

*1人あたり最大7,200円(600円×12ヶ月)

従業員1人1ヶ月あたりの
掛金が2,000円 未満の場合

300円 / 月

*1人あたり最大4,800円(300円×12ヶ月)

対象の期間内であれば、補助上限額なし

補助の対象期間

共済契約を
締結した月から起算して **84ヶ月**

補助期間の例
【令和7年度版】

A 共済契約年月が2025年1月の場合

◇ 2025年1月～12月分が対象です。

B 共済契約年月が2018年1月以前の場合

◇ 契約から84ヶ月が経過しているため
対象外です。

C 共済契約年月が2018年4月の場合

◇ 2025年1月～3月分が対象です。
4月～12月分は対象外です。

D 共済契約年月が2025年4月の場合

◇ 2025年4月～12月分が対象です。
1月～3月分は対象外です。

申請について

毎年1月末までに申請してください。
詳細はホームページ等でお知らせします。

問合せ先

箱根町企画観光部観光課産業振興係

Mail web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp

TEL 0460-85-7410



箱根町 退職金

伝統的工芸品を通じて箱根の魅力を伝える 箱根寄木細工PR補助金

01 事業者向け
補助金

制度について

箱根寄木細工職人や地場産業の活性化のため、店舗に伝統的工芸品『箱根寄木細工』を取り入れ、来客者へのPRをする事業者に購入費用の一部を補助します。

補助の対象者

日本全国の事業者が対象です

- ◇経営、管理する店舗(本店・支店または営業所)が日本国内にある
- ◇購入した寄木細工を用いて広告宣伝活動を行う者
- ◇風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業に係るものおよびこれに類するものでない
- ◇町税に滞納がない
- ◇個人事業主 / 暴力団員でない
法人 / 暴力団でなく、
代表者または役員が暴力団員でない

補助対象の箱根寄木細工

箱根物産寄木工芸協同組合

または

小田原箱根伝統寄木協同組合

に所属している箱根町内事業者から購入したもの

対象となる事業所



- ※使い捨てや転売を目的としたものでないこと
- ※特定の個人のみが私的に使用しないこと
- ※消費税および地方消費税相当額、送料、設置費等は補助対象の購入経費に含みません。

補助対象となるか不明な場合は
事前にご相談ください

問合せ先

箱根町企画観光部観光課産業振興係

Mail web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp

TEL 0460-85-7410



03

箱根寄木細工PR補助金

補助の金額

補助対象経費の $1/2$ 以内

補助限度額 **10万円**

申請について

1 申請の書類を提出

- (1)箱根寄木細工PR補助金交付申請書
 - (2)購入計画書
 - (3)役員等氏名一覧表(*法人のみ)
 - (4)町税に滞納がないことの証明書類
 - (5)購入する商品の見積書の写し
- ▶様式をダウンロード後、
メールで提出してください。
(窓口・郵送・FAXでの提出も可能)

2 交付決定通知書を受領

3 箱根寄木細工を購入

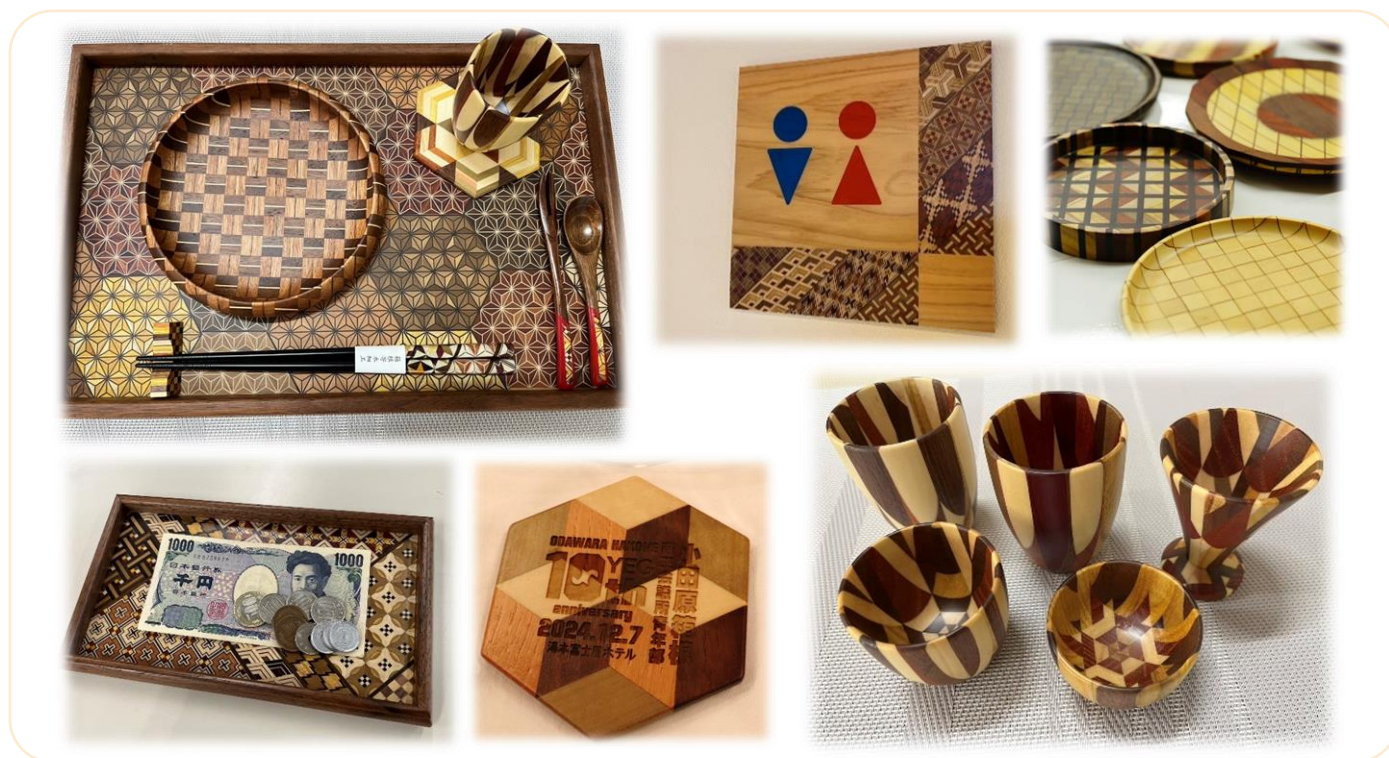
4 購入の報告書を提出

- (1)箱根寄木細工PR補助金実績報告書
 - (2)購入報告書
 - (3)経費の内容および支払を証する書類の写し
▶領収書や支払明細書
 - (4)補助事業実施の成果物の写真
▶購入した箱根寄木細工の写真
 - (5)広告宣伝活動がわかる書類または写真
▶箱根寄木細工が店舗等で活用されている写真など
- そのほか、広告宣伝には
◇箱根寄木細工の紹介パンフレット
◇公式サイト【YOSEGIZAIKU箱根寄木細工】
をぜひご活用ください。

5 指定の口座に補助金が交付されます

箱根寄木細工が店舗等を華やかに

旅館ホテルのルームキーや飲食店のカトラリー、事業所の装飾、イベントでの記念品などにご活用いただけます。



パンフレット

寄木細工誕生の地“寄木の里”の紹介パンフレットを日本語版・英語版の2種類発行しています。ご入用の際は、観光課までお申しつけください。



公式サイト

寄木細工の魅力をより詳しく紹介しています。また伝統工芸士のインタビューや制作風景をご覧ください。



URL: <https://www.hakone.or.jp/yosegizaiku/>



豊かな自然と安らぎある国際観光のまちづくりへ 景観まちづくり協力店

01 事業者向け
補助金

景観まちづくり協力店認定制度について

地域が一体となって、景観まちづくりを進めていくことを目的に、景観形成に積極的に取り組んでいる店舗や事業所を『景観まちづくり協力店』として認定しています。

対象となる店舗など

- ◇町内の店舗・事業所など
- ◇町税等に滞納がない

認定の基準

- ◇建物の高さ・外壁や屋根の色彩
- ◇屋外広告物
- ◇緑化の推進
- ◇自動販売機 などが

箱根町景観条例・景観計画
自然公園法
神奈川県条例の規定等を遵守していること

例

- ◇店舗看板等は、
色彩が緑・白・茶・黒のうち3色以内
- ◇空調室外機や電気メーター等が
目立たない工夫をされている

認定されると

01 協力店認定プレートを授与

02 店舗の取り組みを紹介

町の広報やホームページなどで、店舗の取り組みを積極的に周知します。

問合せ先

箱根町環境整備部都市整備課景観推進係
Mail web_seibi@town.hakone.kanagawa.jp
TEL 0460-85-9566



05

箱根町 景観まちづくり協力店

景観まちづくり協力店修景費補助金

景観まちづくり協力店の認定基準を満たす改装等を行う店舗・事業所に対して、その費用の一部を補助します。

対象となる店舗など

- ◇本制度による補助金の交付後、景観まちづくり協力店として認定手続き等を行う店舗等
- ◇既に景観まちづくり協力店として認定されている店舗等

補助の対象

いずれも景観まちづくり協力店の認定基準を満たすものに限りします。

1 室外機等の修景にかかる費用

室外機等が前面道路から見えないようにするための外囲い等の設置費

* 1店舗につき5台まで

▶補助率

修景費の 1/2

▶上限額

5,000円

2 外観等の修景にかかる費用

建物の屋根や外壁等の塗り替えや看板の改修費

▶補助率

修景費の 1/2

▶上限額

10万円

補助対象外

▶老朽化による壁等の塗替えや設備の修繕

申請について

景観まちづくり協力店認定制度
景観まちづくり協力店修景費補助金

▶ 随時受付 しています

倒れる前にできること 危険木伐採等補助金

制度について

倒木による住宅・道路・電線等への被害を予防するため、倒木のおそれのある危険木の伐採等に係る費用の一部を補助します。

対象となる危険木

次のすべての要件を満たす立木が対象です。

- ◇概ね目通り直径20cm以上、樹高5m以上
 - ◇立ち枯れし、または傾斜が激しい立木
 - ◇倒木により、住宅・道路・電線等に被害を与えるおそれのある立木
- ※危険木のある土地と被害を受けるおそれのある住宅の所有者が同一または同一世帯の場合は対象外

補助の対象者

- ◇危険木のある土地の所有者、占有者または管理者
- ◇町税に滞納がない
- ◇個人事業主 / 暴力団員でない
法人 / 暴力団でなく、
代表者または役員が暴力団員でない

申請は
土地1筆（隣接地も1筆とみなす）につき 年1回
（年度ごとに1回申請が可能です。）

補助額

町内に住民登録がある方

補助対象経費の 1 / 2 以内

補助の上限 20 万円

町内に住民登録がない方や事業者

補助対象経費の 1 / 4 以内

補助の上限 10 万円

申請について

1 相談受付

申請する際は、必ず事前に電話または窓口にてご相談ください。

2 現地確認

3 申請書類を提出

- (1)箱根町危険木伐採等補助金交付申請書
 - (2)役員等氏名一覧表(*法人のみ)
- ▶ 申請書は防災対策室窓口で配布のほか、ホームページからダウンロードできます。

4 交付決定通知書を受領

5 危険木の伐採等を実施

6 実績報告書等を提出

- (1)箱根町危険木伐採等補助金実績報告書
- (2)箱根町危険木伐採等補助金請求書

7 指定の口座に補助金が交付されます

申請等の手続きより前に伐採等を実施した場合は、補助の対象外となりますので、ご注意ください。

問合せ先

箱根町総務部総務防災課防災対策室

Mail bousai@town.hakone.kanagawa.jp

TEL 0460-85-9562

箱根町 危険木



01 事業者向け
補助金

安心・安全なまちづくりにご協力ください

緊急輸送道路沿道建築物耐震化補助金

制度について

01 事業者向け
補助金

大規模な地震が発生したときに、緊急車両の通行・救急活動人員や災害支援物資等の輸送を行う大動脈となる緊急輸送道路の機能を確保するために、沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防ぐことが重要です。

この緊急輸送道路の耐震化を図るため耐震診断・耐震設計・改修等にかかる費用の一部を補助します。

補助の対象路線

- ◇国道1号（箱根新道および小田原箱根道路を除く）
- ◇国道138号
- ◇県道75号

補助の対象建築物

- ◇昭和56年5月31日以前に着工した建築物
- ◇緊急輸送道路沿いに建てられた建築物であり、高さが道路幅員の1/2または6mを超える建築物

補助の金額

1 耐震診断費…診断に要する費用の2/3

*補助限度額240万円

2 耐震設計費…設計に要する費用の2/3

*補助限度額240万円

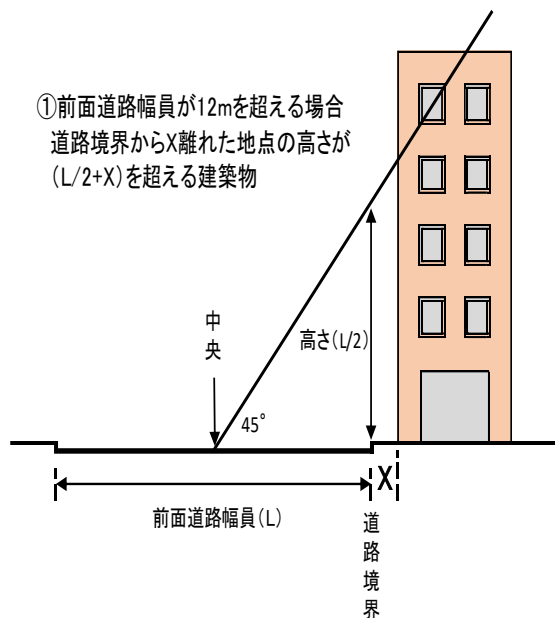
3 耐震改修費…改修・建替え・除却

に要する費用の1/2

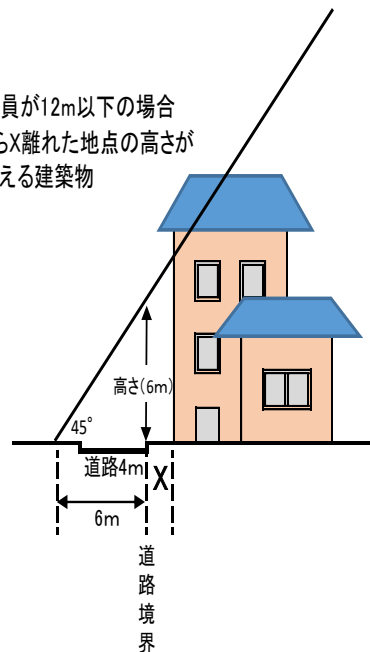
*補助限度額1,000万円

補助金の交付は年度予算の範囲内に限ります

①前面道路幅員が12mを超える場合
道路境界からX離れた地点の高さが
(L/2+X)を超える建築物



②前面道路幅員が12m以下の場合
道路境界からX離れた地点の高さが
(6m+X)を超える建築物



問合せ先

箱根町環境整備部都市整備課景観推進係
Mail web_seibi@town.hakone.kanagawa.jp
TEL 0460-85-9566

07

箱根町 緊急輸送道路



申請について

事前相談書 ▶ 測量調査 ▶ 本申請

補助制度を利用される場合には、詳細な要件がありますので、必ず事前にご相談ください。

安全確認をお願いします

ブロック塀等撤去改修補助金

制度について

ブロック塀等(*1)の倒壊による人身への被害の防止および避難経路の確保のため、倒壊の恐れのある危険ブロック塀等の撤去または撤去に引き続き安全な工作物等(*2)への設置費用の一部を補助します。

(*1)ブロック塀等

- ◇コンクリートブロック塀
- ◇鉄筋コンクリート組立塀(万年塀)
- ◇レンガ積塀 など

(*2)工作物等

- ◇軽量フェンス
- ◇生け垣
- ◇四ツ目垣
- ◇板塀 など

補助の対象者

- ◇町内にある道路等に面したブロック塀等の所有者または管理者
- ◇町税に滞納がない
- ◇個人事業主 / 暴力団員でない
法人 / 暴力団でなく、
代表者または役員が暴力団員でない

補助となるブロック塀等

- ◇道路等に面して設置された危険性があると認められるブロック塀等
- ◇延長が1m以上かつ道路面からの高さが1m以上のもの
- ◇擁壁の上にあって、延長が1m以上かつ擁壁を含む道路面からの高さが1mを超え、ブロック塀等の高さが0.4mを超えるもの

補助の対象工事

- ◇ブロック塀等を撤去する工事
- ◇安全な工作物等を設置する工事

安全CHECK
ブロック塀等点検表



ブロック塀の安全点検
17項目を紹介しています。

補助の金額

A ブロック塀等の撤去（通学路沿い）

撤去の工事費（税抜） または 撤去するブロック塀等の延長 × 10,000円/m

いずれか少ない額の ▶ 補助率 9/10
▶ 上限額 20万円

B ブロック塀等の撤去

撤去の工事費（税抜） または 撤去するブロック塀等の延長 × 10,000円/m

いずれか少ない額の ▶ 補助率 1/2
▶ 上限額 10万円

C 安全な工作物等の改修（通学路沿い）

設置の工事費（税抜） または 設置するブロック塀等の延長 × 20,000円/m

いずれか少ない額の ▶ 補助率 9/10
▶ 上限額 40万円

D 安全な工作物等の改修

設置の工事費（税抜） または 設置するブロック塀等の延長 × 20,000円/m

いずれか少ない額の ▶ 補助率 1/2
▶ 上限額 20万円

申請について

補助制度を利用される場合には、詳細な要件がありますので、必ず事前に相談してください。

問合せ先

箱根町環境整備部都市整備課景観推進係
Mail web_seibi@town.hakone.kanagawa.jp
TEL 0460-85-9566



箱根町 ブロック塀撤去工事

箱根町制度融資（旧 箱根町経営安定緊急融資）

設備投資促進融資

設備投資意欲の向上や経営基盤強化を図るための支援策として、事業資金の調達を目的とした融資を設置しています。また、本融資を受けた方には信用保証料の補助や利子の補給をします。

融資の対象要件

- ◇自らの事業に供することを目的として、設備を購入すること
- ◇購入する設備を申込者が自ら営む町内の事業所等に設置または当該事業所等で使用すること
- ◇町内に事業所等を有する中小企業者、小規模企業者または個人事業主
- ◇みなし大企業でない
- ◇町税に滞納がない
- ◇個人事業主 / 暴力団員でない
法人 / 暴力団でなく、
代表者または役員が暴力団員でない

融資の条件

- 資金使途** 設備資金および借換資金
- 融資限度額** 300万円
- 融資利率** 年利1.5%（固定）
- 融資期間** 3年
（6ヶ月以内の元金措置期間を含む）

取扱金融機関

- ◇さがみ信用金庫
- ◇横浜銀行
- ◇スルガ銀行

融資の実行には、金融機関や信用保証協会による審査があります。

問合せ先

箱根町企画観光部観光課産業振興係
Mail web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp
TEL 0460-85-7410



信用保証料の補助

支払い保証金額の **100%**
（100円未満切り捨て）

利子の補給

補給期間 1年

- ◇1回目から12回目までの支払利子
- ◇100円未満切り捨て
- ◇補給上限額なし

申請期限 2月末

- ◇前年1月から12月分の支払利子が対象
- ◇詳細はホームページ等でお知らせします。

申請について

1 箱根町制度融資申込書兼認定書を提出

2 審査

3 認定・融資実行

認定書を受け取って、融資を実行
※町の審査とは別に金融機関等による金融審査があります。

4 信用保証料の補助交付申請書類を提出

- (1)箱根町信用保証料補助金交付申請書
- (2)役員等氏名一覧表(*法人のみ)
- (3)信用保証書のコピー

5 審査・決定

6 指定の口座に補助金が交付されます

◇利子補給の申請は、2月末が申請期限です。

◇支払利子額について、金融機関の証明が必要となります。時間にゆとりをもってお手続きください。

利子の補給は継続中

箱根町制度融資（旧 箱根町経営安定緊急融資）

新型コロナウイルスの影響

新型コロナウイルスの影響に係る経営安定緊急融資を実行された方へ利子の補給をします。

（本融資の申し込みは令和5年6月30日に終了）

利子の補給

融資の申請時期により補助期間が変わります。

令和4年9月30日以前に申請された方

- ◇1回目から60回目までの支払利子
- ◇100円未満切り捨て

令和4年10月1日以降に申請された方

- ◇1回目から36回目までの支払利子
- ◇100円未満切り捨て

／ 補給上限額はありせん ／

補助の対象者

- ◇本融資を実行したもの
- ◇町税に滞納がない
- ◇個人事業主 / 暴力団員でない
法人 / 暴力団でなく、
代表者または役員が暴力団員でない

申請について

申請期限 2月末

- ◇前年1月から12月分の支払利子が対象
- ◇返済期限の過ぎた延滞利子は補助の対象外
- ◇詳細はホームページ等でお知らせします。

◇支払利子額について、金融機関の証明が必要となります。時間にゆとりをもってお手続きください。

箱根町経営安定緊急融資
新型コロナ



原材料・仕入価格の高騰、急激な円安等の影響

原材料・仕入価格の高騰、急激な円安等の影響に係る箱根町制度融資を実行された方へ利子の補給をします。

（本融資の申し込みは令和7年3月31日に終了）

利子の補給

- ◇1回目から12回目までの支払利子
- ◇100円未満切り捨て
- ◇補給上限額なし

補助の対象者

- ◇本融資を実行したもの
- ◇町税に滞納がない
- ◇個人事業主 / 暴力団員でない
法人 / 暴力団でなく、
代表者または役員が暴力団員でない

申請について

申請期限 2月末

- ◇前年1月から12月分の支払利子が対象
- ◇返済期限の過ぎた延滞利子は補助の対象外
- ◇詳細はホームページ等でお知らせします。

1 利子補給金交付申請書類を提出

- (1)箱根町制度融資利子補給金交付申請書
- (2)支払利子額証明書 など
- ▶金融機関の証明が必要となります。

2 審査・決定

3 指定の口座に補助金が交付されます

問合せ先

箱根町企画観光部観光課産業振興係

Mail web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp

TEL 0460-85-7410

箱根町 制度融資 原材料



融資の負担を軽減 信用保証料補助

制度について

神奈川県信用保証協会の信用保証を受けた中小企業者に対し、信用保証料の一部を補助します。

対象の資金

次の融資を受ける際に利用した信用保証の対価として支払った信用保証料が対象です。

- ◇神奈川県中小企業制度融資要綱に定める資金
- ◇政府系中小企業専門金融機関および事業団が貸付する資金
- ◇その他町長が適当と認める資金

補助の対象者

- ◇保証協会の信用保証を付して融資を受けている
- ◇町内に事業所等を有する中小企業者、小規模企業者または個人事業主
- ◇町税に滞納がない
- ◇個人事業主 / 暴力団員でない
法人 / 暴力団でなく、
代表者または役員が暴力団員でない

補助額

支払い保証金額の
(100円未満切り捨て)

1
—
3 以内

補助限度額

10 万円

問合せ先

箱根町企画観光部観光課産業振興係

Mail web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp

TEL 0460-85-7410



箱根町 信用保証料 補助

申請について

1 申請書類を提出

(1)信用保証料補助金交付申請書

- ▶信用保証料払込日から60日以内の取扱金融機関の貸付証明が必要です。
- ▶信用保証料払込日から60日以内の信用保証協会の払込証明が必要です。
(信用保証書の写して代用可)

(2)役員等氏名一覧表(*法人のみ)

2 内容を審査

3 交付決定

4 請求書の提出

指定の口座に補助金を交付します

信用保証料補助金の返還について

次の場合は、すでに交付した補助金の一部もしくは全部を町に返還する必要があります。

- ◇保証期間前に融資の繰上償還等により、信用保証料の還付が発生した
- ◇借換等により信用保証料補助対象資金の利用を変更した
- ◇補助の対象となる資格を失った
- ◇不正な方法により補助金の交付を受けた

返還の必要がある事業所の方へ

◇返還額の案内通知

◇納入通知書(兼)領収書

を送付しますので、
期日までに返還をお願いします。

公的融資の利子補給あります 各種融資の利子補給

▼マル経融資



▼資本金劣後ローン



マル経融資（小規模事業者経営改善資金）

町内小規模事業者の経営の安定と発展を図るため、(株)日本政策金融公庫からマル経融資（小規模事業者経営改善資金）を受けた事業者の方へ利子の補助をします。

対象の融資

【日本政策金融公庫】

◇マル経融資（小規模事業者経営改善資金）

? 商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の商工業者が経営改善に必要な資金を無担保・無保証で受けることができる融資です。

融資に関する問合せ先

◇日本政策金融公庫 小田原支店

TEL 0570-04-1420（ナビダイヤル）

◇小田原箱根商工会議所 箱根支部

TEL 0460-85-6245 / FAX 0460-86-4411

Mail odahako@odawara-cci.or.jp

令和4年4月1日以降に実行された融資が対象
※新型コロナウイルス感染症関連の融資は
利子補給制度の対象外です。

補給期間 償還開始日から2年以内

- ◇1回目から24回目までの支払利子
- ◇返済期限の過ぎた延滞利子は補助の対象外

補給上限 月額1万円

- ◇年間最大12万円
- ◇100円未満切り捨て

補助の対象者

- ◇町税に滞納がない
- ◇個人事業主 / 暴力団員でない
法人 / 暴力団でなく、
代表者または役員が暴力団員でない

申請について

毎年2月末までに申請してください。

※前年1月から12月分の利子額が対象です。

申請書には、支払利子額について、金融機関の証明が必要となります。時間にゆとりをもってお手続きください。

資本金劣後ローン

中小事業者等が事業の成長や継続を図るための資本増強策として、(株)日本政策金融公庫・(株)商工組合中央金庫等が取り扱う資本金劣後ローンを受けた事業者の方へ利子の補助をします。

対象の融資

【日本政策金融公庫】

◇新型コロナ挑戦支援資本強化特別貸付

【商工組合中央金庫】

◇危機対応業務資本金劣後ローン
（中小企業向け制度）

令和4年4月1日以降に実行された融資が対象

補給期間 償還開始日から3年以内

- ◇1回目から36回目までの支払利子
- ◇返済期限の過ぎた延滞利子は補助の対象外

補給上限 月額2万円

- ◇年間最大24万円
- ◇100円未満切り捨て

補助の対象者

- ◇町税に滞納がない
- ◇個人事業主 / 暴力団員でない
法人 / 暴力団でなく、
代表者または役員が暴力団員でない

申請について

毎年2月末までに申請してください。

※前年1月から12月分の利子額が対象です。

詳細はホームページ等でお知らせします。

問合せ先

箱根町企画観光部観光課産業振興係

Mail web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp

TEL 0460-85-7410

箱根町 利子補給



02
事業者向け
融資

新規創業を応援します 創業支援等事業計画

制度について

町では国からの認定を受け、創業支援等事業計画を策定及び実施しています。

計画の目標

- ◇地域の創業者を支援
- ◇開業率の向上と地域産業の活性化
- ◇地域産業の活性化
- ◇雇用の確保

計画に基づき、町では創業支援等事業者と連携して、箱根町で創業を希望する方、創業後間もない方を応援しています。

03 新規創業

創業支援等事業者

- ◇小田原箱根商工会議所
 - └特定創業支援等事業を実施
- ◇その他各金融機関
 - さがみ信用金庫 地域元気創造部
 - 横浜銀行 小田原支店・箱根湯本支店
 - スルガ銀行 箱根支店（小田原支店内）

? 特定創業支援等事業

次の特定創業支援等事業を受けることで、国のさまざまな支援を受けることができます。

- ◇創業窓口相談
- ◇小田原箱根起業スクール

*小田原箱根商工会議所にて実施



対象者

- ◇現在、事業を営んでいない個人でこれから箱根町で創業を行おうとする方
- ◇創業後5年未満の方
- ※個人事業主から法人成りする場合は、創業後5年未満であれば対象となります。

問合せ先

箱根町企画観光部観光課産業振興係

Mail web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp

TEL 0460-85-7410



特定創業支援等事業を受けると
こんなメリットがあります

登録免許税の軽減

└創業前の方または個人事業主として創業後5年未満の方が、箱根町内で会社を設立する際に、登録免許税の軽減を受けることができます。

日本政策金融公庫の貸付利率引き下げ

└日本政策金融公庫の実施している新規開業資金における貸付利率が引き下げられ、特別利率で融資を受けることができます。

手続きについて

- 1 創業窓口相談を受ける
または
小田原箱根起業スクールを受講する
*小田原箱根商工会議所にて実施
- 2 特定創業支援等事業支援証明を受ける
*小田原箱根商工会議所が発行
- 3 箱根町に
認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する申請書を提出する
- 4 認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受ける
*箱根町が支援内容等を確認のうえ発行

各種メリットが受けられます

※証明書は、特定創業支援等事業により支援を受けたことを証明するものであり、メリットを受けることを保証するものではありません。

証明を受けた方は、町の新規創業促進補助金制度の対象者となります。

新規創業をさらに応援 新規創業促進補助金

創業支援補助金

創業するために必要な申請書類作成等にかかる経費や工事費、広報費などの創業時に発生する必要経費の一部を補助します。

補助の経費

◇官公庁への申請書類作成にかかる経費

開業・法人設立などに伴う司法書士や行政書士などに支払う資料作成経費

◇店舗等借入費

店舗・事務所・駐車場の賃借料・共益費など

◇工事費

店舗・事務所の開設に伴う外装工事や内装工事費

◇広報費

販路開拓にかかる広告宣伝費・印刷製本費・ホームページ作成にかかる委託費・展示会出展費など

登録免許税補助金

特定創業支援等事業を活用して、登録免許税半額軽減を受けた方へ登録免許税にかかる必要経費の一部を補助します。

対象の経費と補助額

会社を設立する際の登録免許税

株式会社を設立する場合

↳対象経費のうち上限75,000円

合同会社・合名会社・合資会社を設立する場合

↳対象経費のうち上限30,000円

／ 半額軽減措置適用後、さらに補助 ／
*認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明が必要です。

03
新規創業

補助の対象者（創業支援補助金・特定免許税補助金 共通）

◇事業を営んでいない個人または開業届の提出から5年を経過していない個人事業主

◇箱根町から特定創業支援等事業による支援の証明を受けた方

◇新たに設立する会社の本社が箱根町内である

◇新たに設立する会社以外に、経営に携わっている会社がない

◇町税に滞納がない

◇個人事業主 / 暴力団員でない

法人 / 暴力団でなく、代表者または役員が暴力団員でない

補助額

補助対象経費の

(1,000円未満切り捨て)

1
—
2

以内

補助限度額

10 万円

登録免許税補助金の申請について

箱根町新規創業促進補助金交付申請書のほか

◇設立した会社にかかる履歴事項全部証明書の写し

◇登録免許税を納付したことがわかる書類の写し
(領収証書の写しなど)

◇町税に滞納がないことがわかる書類

などが必要です。

詳細はホームページ等で確認してください。

創業支援補助金の申請について

箱根町新規創業促進補助金交付申請書のほか

◇補助対象事業を実施したことがわかる書類

◇支払いを証する書類

◇納税証明書 などがが必要です。

詳細はホームページ等で確認してください。

問合せ先

箱根町企画観光部観光課産業振興係

Mail web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp

TEL 0460-85-7410



箱根町 新規創業 補助金



創業者むけ融資メニュー 新規創業融資

制度について

創業資金や創業後の事業資金を円滑に調達できるように新規創業むけの融資を設置しています。

本融資を受けた方へ信用保証料の補助や利子の補給をします。

融資の対象要件

- ◇箱根町から特定創業支援等事業による支援の証明を受けた方
- ◇事業を営んでいない個人または開業の届出書に記載した開業日から5年以内の個人または法人
- ◇町内の事業者
(法人・個人に関わらず、また本店・支店・営業所を問わず、町内に事業所がある事業者)
- ◇町税に滞納がない
- ◇個人事業主 / 暴力団員でない
法人 / 暴力団でなく、
代表者または役員が暴力団員でない

融資の条件

資金使途 運転資金・設備資金

融資限度額 300万円

融資利率 年利1.6% (固定)

融資期間 3年
(6ヶ月以内の元金措置期間を含む)

取扱金融機関

- ◇さがみ信用金庫
- ◇横浜銀行
- ◇スルガ銀行

融資の実行には、
金融機関や信用保証協会による審査があります。

問合せ先

箱根町企画観光部観光課産業振興係

Mail web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp

TEL 0460-85-7410



信用保証料の補助

支払い保証金額の **100%**
(100円未満切り捨て)

利子の補給

補給期間 1年

- ◇1回目から12回目までの支払利子
- ◇100円未満切り捨て
- ◇補給上限額なし

申請期限 2月末

- ◇前年1月から12月分の支払利子が対象
- ◇詳細はホームページ等でお知らせします。

申請について

1 箱根町制度融資申込書兼認定書を提出

2 審査

3 認定・融資実行

認定書を受け取って、融資を実行
※町の審査とは別に金融機関等による金融
審査があります。

4 信用保証料の補助交付申請書類を提出

- (1)箱根町信用保証料補助金交付申請書
- (2)役員等氏名一覧表(*法人のみ)
- (3)信用保証書のコピー

5 審査・決定

6 指定の口座に補助金が交付されます

◇利子補給の申請は、2月末が申請期限です。

◇支払利子額について、金融機関の証明が必要となります。時間にゆとりをもってお手続きください。



経営の不安、まずはお気軽にご相談ください

無料経営相談

箱根町中小企業者等アドバイザー派遣

経営や労務などのさまざまな問題解決のために、アドバイザー（専門知識者）を事務所や店舗などに派遣して、相談に応じます。

派遣回数 年3回

費用負担 無料（お客様負担“0円”）

相談場所 お好きな場所で

相談内容

- | | |
|--------|---------------|
| ◇労務 | ◇事業承継 |
| ◇金融 | ◇WEBマーケティング |
| ◇助成金 | ◇販促戦略 |
| ◇経費削減策 | ◇インボイス制度 |
| ◇資金繰り | ◇電子帳簿保存法関係 など |

このほか、各種経営相談にも応じますのでお気軽にお問い合わせください。

＼新規創業の相談もOK／

アドバイザー

- ◇中小企業診断士
- ◇技術士
- ◇建築士
- ◇税理士
- ◇会計士

など相談内容にあった
アドバイザーを選定・派遣します。

対象者

- ◇町内に事務所や店舗などがある中小企業者や個人事業主など
- ※町内に開業予定の方も対象となります。

申し込みについて

随時受付しています。

- ◇相談内容
- ◇希望指導内容などを伺いますので、まずはお気軽にお電話にてお問合せください。

箱根町 中小企業アドバイザー



無料お困りごと相談会

中小企業・小規模事業者や創業予定の方の売上拡大や経営改善など、経営上のあらゆるお悩みの相談に対応しています。

相談員・内容

神奈川県よろず支援拠点コーディネーターが

- 【1】解決が困難な経営課題に応じます。
→総合的・先進的アドバイス
- 【2】課題に応じて、チームを組んで支援します。
→チームの編成を通じた支援
- 【3】ネットワークを活用して、
的確な地域の支援機関を紹介します。
→ワンストップサービス

費用負担 無料（お客様負担“0円”）

相談場所 箱根町役場会議室

相談日程 月曜日から金曜日
（祝日・年末年始をのぞく）
9：00～12：00、
13：30～16：00のうち
▶ 1事業者あたり2時間まで

申し込みについて

相談を希望される方は、事前にお電話にて予約してください。※完全予約制
予約は 箱根町観光課産業振興係 まで

セミナー・イベント情報

神奈川県よろず支援拠点では経営に役立つセミナーやイベントを定期的に開催しています。
詳細はホームページにてご確認ください。



問合せ先

箱根町企画観光部観光課産業振興係

Mail web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp

TEL 0460-85-7410

箱根町 経営相談会



04
事業者向け
ご案内

働く皆さまに日頃の感謝を込めて 箱根町産業振興勤労者表彰

表彰について

町では町内で働く方の定着やモチベーション向上の一助となるため、日頃の感謝を込めて表彰を行っています。

ぜひこの機会に自社で頑張る方に感謝を伝えてみてはいかがでしょうか。

事業者の皆さまからのたくさんの推薦をお待ちしております。

優良勤労者表彰

箱根町内の事業所に勤務する勤労者で、次のいずれかに該当し、関係団体から推薦された方。

- ◇該当職種に各年1月1日現在で満10年以上引き続き就業し、勤務成績、日常行為等において他の模範と認められる方。
- ◇特に技術が優秀であって事業所の発展に貢献した方。
- ◇工夫改善等により生産技術及び事務改善等に寄与した方。
- ◇特に優れた技術を有し後継者の指導を行い他の模範と認められる方。

永年勤労者表彰

30年勤労者

箱根町内の事業所に各年1年1日現在で通算、満30年以上引き続き勤務している方。

20年勤労者

箱根町内の事業所に各年1年1日現在で通算、満20年以上引き続き勤務している方。

- ▶すでに表彰を受けた方は、対象外です。ただし、下位の年数で表彰を受けた上位の年数に達した場合は、対象となります。

問合せ先

箱根町企画観光部観光課産業振興係

Mail web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp

TEL 0460-85-7410



前年度表彰式の様子

令和7年2月に仙石原文化センターにて、
優良勤労者 2名
永年勤労者30名を表彰させていただきました。



表彰の方法など

- 10月頃 推薦を受付します
- 11月頃 審査のうえ、表彰の決定します
- 12月頃 表彰式のご案内をお送りします
- 2月頃 表彰式を開催いたします
表彰式にて表彰させていただきます。
表彰状、記念品を贈呈します。
- 3月頃 広報はこねに掲載します

箱根の求人情報サイト はこワク！ 求人掲載



箱根で働きたい人が利用するサイトです

「はこワク！」は箱根町内の人手不足を解決するため、箱根DMOの推進する箱根地域の人事部事業において、令和5年11月に設立した地域特化型の求人情報サイトです。箱根で働きたい人が利用するサイトなので、箱根に愛着をもって働いてくれる求職者に向けた求人を掲載することができます。

サイトイメージ



会社を知る

人材募集中の箱根の企業を知って、
自分がそこで働きたいと感じられるかがポイント！

一覧 >



募集対象

町内に店舗を所有する企業や個人事業主

掲載料

令和7年度

完全無料

*求人掲載は、Airworkを用いて管理となります。

本事業での実績（2024年度）

◇求人掲載社 43社

▶ 応募件数 180 件
▶ 採用件数 54 件

＼掲載企業の声／

- ◇箱根に理解のある人とマッチングできた
- ◇簡単に求人情報を作成できた
- ◇町内企業との横のつながりができた

掲載について

掲載は簡単2ステップのみ！

- ①Airworkへの求人掲載
↳求人情報は随時更新可能です！
- ②施設の写真をご提出

◇貴社の魅力をアピールできる
「従業員インタビュー記事」も掲載可能です！

問合せ先

箱根DMO（一般財団法人箱根町観光協会）

Mail yuukyaku@hakone.or.jp

TEL 0460-85-8443



はこワク！



物産品を展示しませんか？ 箱根物産コーナー

箱根物産コーナー（役場本庁舎1階）

箱根町で製造または販売されている物産品を無料で展示紹介します。

来庁者の目にとまるコーナーで自社製品の魅力をアピールしていただけます。

正面玄関入って
スグの場所です！



05
事業所向け
募集

展示できるもの

町内で製造または販売されている物産品

◇工芸品

◇食品

◇装飾品 など

※長期間の展示ですので、飲食物の展示は食品サンプルなど実物以外としてください。

※説明書きや宣伝物がある場合は併せて掲示できますので、ご相談ください。

※販売は行いませんのでご注意ください。

※危険物・生物などは展示できません。

※1区画幅40cm×奥行35cm×高さ45cm以内

展示期間

11月1日から翌年10月31日までの1年間

展示料

無料です。

◇申し込みが多数の場合は抽選により決定します。

◇展示位置の指定は観光課が行います。

出品者

町内の事業所または店舗において、町内で製造または販売している物産品などを取り扱っている方

申し込みについて

【申し込み時に必要なもの】

◇箱根物産コーナー展示申込書

◇展示する物産品等がわかる書類

（写真やカタログ、パンフレットなど）

＼ 自慢の物産品を随時受付中です ／

申し込みは 箱根町観光課産業振興係 まで

問合せ先

箱根町企画観光部観光課産業振興係

Mail web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp

TEL 0460-85-7410



返礼品募集中です 箱根ふるさと納税

町では、箱根らしさをお届けできる魅力ある商品やサービスなどを募集しています。
すでに返礼品を提供いただいている事業者様の“新たな商品”も随時募集しています。

募集する取扱事業者

次の要件のすべてに該当する必要があります。

- (1) 本社(本店)、支社(支店)、営業所のいずれかを箱根町内に有する企業、団体、個人事業主である
- (2) インターネット環境および処理対応が可能である
※返礼品の発送などは、すべてシステムを利用した処理となり、インターネット上で受発注・請求処理を行います。
- (3) 各種法令などを順守し、生産・製造・販売を行っている

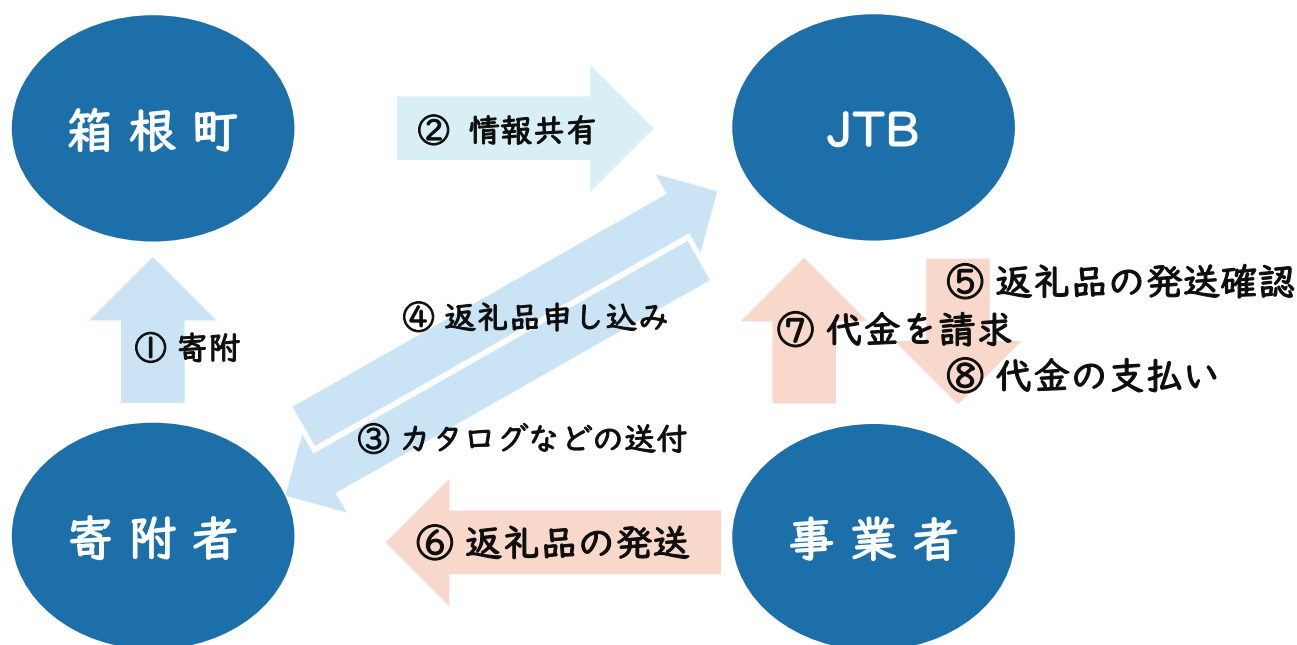
募集する返礼品

国が定める返礼品の基準に従い募集します。

- ◇町内で生産されたもの
- ◇町内で製造・加工されたもの
- ◇町内で提供される役務に類するもの
(食事券・入館券など)

※商品の提供価格等については、代行業者のJTBと要調整

事業イメージ図



05
事業所向け
募集

そのほか

返礼品登録など、返礼品にかかる事務全般は、町が業務提供している株式会社JTBが代行しています。

※登録にかかる手数料を町やJTBがいただくことは一切ありません。

※個人情報の取扱いについて、返礼品発送以外の目的に利用することはできません。

問合せ先

箱根町総務部財務課（ふるさと納税担当）

Mail furusato@town.hakone.kanagawa.jp

TEL 0460-85-9563

箱根町 ふるさと納税



企業広告を1万円～掲載 ホームページバナー広告

箱根町ホームページに広告を掲載できます

町のホームページは、地元住民の方はもちろん、観光に訪れる方からもたくさんのアクセスがあり、高い宣伝効果が見込めるウェブサイトとなっております。

ぜひ事業者の宣伝にご活用ください。

バナーイメージ（PCサイト）

年間アクセス数
約250万件



05
事業所向け
募集

掲載期間

1か月単位（最長12か月、再掲出可）
*掲載期間の初日は1日から満了日は末日まで

掲載場所

トップページ下段

掲載規格

◇縦45pixel × 横162pixel
◇保存形式 GIF(アニメーション可)・JPEG

問合せ先

箱根町企画観光部企画課広報情報係

Mail web_kikakuka@town.hakone.kanagawa.jp

TEL 0460-85-9572



広告掲載料金

◇基本料金プラン

掲載期間（1か月単位）	掲載料金
1か月から 5か月	10,000円 / 月
6ヶ月から12か月	9,500円 / 月
12か月	9,000円 / 月

▶ 再申請にて再掲出も可能です！

◇初回申請者用プラン

初回申請時だけのお得な料金です。
※再申請後は、基本料金の適用となります。

掲載期間	掲載料金
3か月	10,000円
12か月	81,000円



自然や文化を守るためにできること

箱根町資源保全基金（箱根トラスト）

？ 箱根トラスト

トラストとは『身近な環境は自分たちの手で保護しよう！』を基本理念に、自分たちで集め、または、広く一般の人々から寄せられた資金で良好な自然環境を有する土地の取得・管理を行い、その環境を守っていこうとする運動です。

箱根トラストでは、住民・観光客・企業に対して理解と協力を求め、皆さまからの寄付金・協力金をもとに箱根町の優れた自然景観や貴重な歴史的・文化的遺産の保全活動をしています。

今後も皆さまの箱根であり続けるため、また、より一層箱根が光輝くために、保全の手を広げていきたいと考えておりますので、皆さまの協力をお願いいたします。

箱根トラストでは、活動に賛同してくださる方を随時募集しています

資源保全基金への寄付

本基金の制度の趣旨にご賛同のうえ、寄付をいただける企業・団体等を募集しています。

募金箱の設置

箱根トラスト活動のための募金箱を設置していただける店舗や施設、事業者を募集しています。

募金箱について



- ◇募金箱のサイズ 約縦25cm×横23cm×奥行13cm
- ◇寄木細工に彩られた箱根らしいデザイン

募金箱の設置にかかる費用など

- ◇事業者の負担額はありません。
- ◇集まった募金は町職員が回収に伺います。
- ◇現在は、町内60か所以上の店舗などに設置していただいております。

寄付金・募金の使いみち

- 箱根の自然を守るための事業に活用しています。
- ◇箱根ジオパーク関係事業
- ◇箱根旧街道杉並木保護対策事業
- ◇史跡整備事業
- ◇仙石原すすき草原保存事業

箱根町シンボルマークの使用

看板やパンフレットへの使用のほか、自社製品にマークを使用していただける事業者を募集しています。

シンボルマークについて

箱根の自然・風土・環境を土台に、若々しさ、新鮮さをイメージしたものです。



町制30年を記念して、昭和61年に制定

使用料や協力金について

- ◇使用料は無料です。
- ◇販売を目的とする製品に使用する場合には、町への協力金を納付をお願いしています。協力金は、箱根の自然環境や歴史的文化遺産の保全のための寄付金として受け入れ、活用させていただきます。

問合せ先

箱根町企画観光部企画課企画係

Mail web_kikakuka@town.hakone.kanagawa.jp

TEL 0460-85-9560

箱根トラスト



地域の魅力を内外に発信する事業支援 箱根ジオパーク推進事業

箱根ジオパークについて

ジオパークとは地球活動の遺産を見どころとする活動で、ユネスコの支援により世界各国で推進されています。2012年から日本ジオパークの認定を受けている箱根ジオパークは、箱根火山を中心とした箱根町・小田原市・真鶴町・湯河原町・南足柄市の広域連携で取り組んでいます。この地域にしかない自然や文化、歴史について、専門的な裏付けのもとに守りつつ、教育、観光などの様々な活動に役立て、未来へ繋げていく活動を行っています。



この地域を守りながら、地域の魅力を内外に発信する事業支援をご活用ください。

01

箱根ジオパーク認定特産品で地域を盛り上げませんか

箱根ジオパークの活動を広めるため、また地域の特産品をPRするために、箱根ジオパーク認定特産品の認定を行っています。消費者・業者に向けた販売会の案内を実施しています。

特産品の募集については、事前に小田原箱根商工会議所ホームページに案内が掲載されますので、ご覧ください。募集期間外は掲載しておりませんのでご注意ください。



▲これまでの認定特産品はこちらから

問合せ先

小田原箱根商工会議所 箱根支部 TEL 0460-85-6245

05
事業所向け
募集

02

パンフレットを活用しませんか

みどころを紹介するパンフレットを作成しています。箱根ジオパークの全サイトを紹介した「ジオサイトマップ」と、エリアごとを紹介をしている「コースガイドブック」全6種類です。ガイド付きの読み応えたっぷりのパンフレットとなっています。

事業所や店舗・施設の周辺の見どころを紹介する際にぜひご利用ください。配架希望・部数をご相談ください。

広告協賛も募集しています。

◇小田原駅や道の駅に配架◇毎年各2万部発行◇掲載料は5万円

こんなこともご相談ください

箱根ジオパーク推進協議会では、自然や文化、歴史をとりいれた街歩きマップ等作製のご相談も受け付けています。

お気軽にお問合せください。



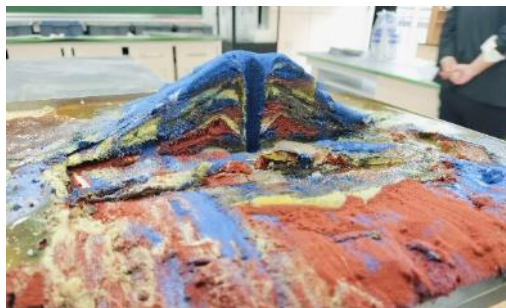
03

箱根ジオパークと一緒にイベントを開催しませんか

＼ ジオパークってなに？ から もっと地域について知りたい！ まで ／
皆さまからのご要望に合わせて、実験・研修・展示などをご用意します。

体験・講座

火山実験や絵本の読み聞かせ等の、親子で楽しみながら学べるプログラムを実施できます。



研修

地形・地質と文化・歴史の結びつきについて解説する案内や研修を実施できます。



展示

地域の魅力を専門的な裏付けのある情報を基に、ご要望に合わせ展示物を作成いたします。



05
事業所向け
募集

04

「はこじ郎」着ぐるみやイラストを活用しませんか

箱根ジオパークのマスコットキャラクター「はこじ郎」の着ぐるみを無料でお貸しします。「はこじ郎」のイラストをパンフレットやチラシに使用することも可能です。

着ぐるみの空き状況については、事務局にお問合せください。



はこじ郎

5さいの男の子
趣味は石の観察と
ジオサイト巡り



※ただし非営利目的の
使用に限ります。

問合せ先

箱根町企画課ジオパーク推進室

Mail hakojiro@town.hakone.kanagawa.jp

TEL 0460-85-9560

箱根ジオパーク



24

大切なお知らせ①

償却資産の申告

償却資産とは、個人及び法人に関わらず事業を営む方がその事業のために所有する土地及び家屋以外の資産をいい、土地家屋と同様に固定資産税が課されます。償却資産は、土地や建物と異なり登記簿がないため、償却資産の所有者は、資産が所在する市町村長へ申告することが義務付けられています。

申告していただく方

毎年1月1日現在、箱根町内に償却資産を所有されているすべての法人または個人事業主の方
※1月31日までに所有資産の所在・種類・数量・取得時期・取得価格・耐用年数などを申告いただく必要があります。

申告の対象となる資産

毎年1月1日現在、事業の用に供することができる資産が対象です。

次に掲げる資産についても、申告が必要です。

- (1) 償却済資産（耐用年数が経過した資産）
- (2) 建設仮勘定で経理されている資産および簿外資産
- (3) 遊休または未稼働の資産
- (4) 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区別して取り扱います）
- (5) 福利厚生のに供するもの
- (6) 使用可能な期間が1年未満または取得価額が20万円未満の償却資産であっても、個別に減価償却しているもの
- (7) 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの

申告の対象とならない資産

- (1) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの
- (2) 無形固定資産
（例：ソフトウェア、特許権、実用新案権等）
- (3) 繰延資産
- (4) 平成10年4月1日以降開始の事業年度に取得した償却資産で、
◇耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上していないもの
（一時的に損金算入しているものまたは必要経費としているもの）
◇取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- (5) 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定するリース（所有権移転外リースおよび所有権移転リース）資産で、取得価額が20万円未満のもの

償却資産の種類について

次の6種類に分類されています。

1 構築物

- ◇駐車場舗装工事
 - ◇庭園
 - ◇外構工事
 - ◇井戸
 - ◇看板（広告塔等）
 - ◇受変電設備
 - ◇蓄電設備
 - ◇温泉設備
 - ◇露天風呂
- など

2 機械および装置

- ◇各種製造設備等の機械や装置
 - ◇クレーン等建設機械
- など

3 船舶

- ◇ボート
 - ◇釣船
 - ◇漁船
 - ◇遊覧船
- など

4 航空機

- ◇飛行機
 - ◇ヘリコプター
- など

5 車両および運搬具

- ◇貨車
 - ◇客車
 - ◇大型特殊自動車
- など

6 工具・器具および備品

- ◇パソコン
 - ◇陳列ケース
 - ◇衝立
 - ◇ルームエアコン
 - ◇レジスター
 - ◇POSシステム
 - ◇事務机
- など

申告の方法について

申請期限 1月31日

提出方法

- (1) 書類による申告書の提出
▷所定の書類を税務課の窓口または郵送にて提出
- (2) 電子申告によるデータの提出
▷eLTAXにより、所定の手続きに従って、申告データを送信

提出先

- ◇箱根町内に所在する償却資産
↳箱根町税務課に提出してください。
- ◇複数の自治体に償却資産を所有されている場合
↳箱根町内に所在する償却資産についてのみを箱根町税務課に提出してください。
- ◇町内に本店・支店等
複数の資産所在地がある場合
↳申告書等は1通にまとめて箱根町税務課に提出してください。

申告書等は
町ホームページからダウンロード・印刷ができます

申告をしなかった場合など

正当な理由がなく申告されなかった場合には、地方税法第386条の規定により、過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により、不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。

また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、罰金を科されることがあります。

問合せ先

箱根町総務部税務課資産税係

Mail web_zeimu@town.hakone.kanagawa.jp

TEL 0460-85-7750

箱根町 償却資産申告



大切なお知らせ②

法人町民税の申告・納付

法人町民税は町内に事務所または事業所などがある法人等に課税されます。

本税の申告・納付がされていない場合、町からの各種補助金を受けられなくなることもありますので、必ず申告・納付をしてください。

納税義務者

法人区分	納めるべき税額	
	均等割	法人税割
(1)町内に事務所や事業所がある法人	○	○
(2)町内に寮や保養所がある法人で、町内に事業所がない法人	○	非課税
(3)町内に事務所や事業所がある公益法人と法人でない社団等で収益事業を行う者	○	○
(4)上記(3)の法人等で収益事業を行わない者	○	非課税
(5)町内に事務所や事業所がある法人課税信託の受託者	非課税	○

04
事業者向け
ご案内

法人町民税の税率

均等割 税率は資本金等の額及び町内に有する事務所・事業所または寮等の従業員の合計数によります。

資本金の額	町内の従業員数	年税額
50億円を超える法人	50人超	300万円
	50人以下	41万円
10億円を超え 50億円以下である法人	50人超	175万円
	50人以下	41万円
1億円を超え 10億円以下である法人	50人超	40万円
	50人以下	16万円
1,000万円を超え 1億円以下である法人	50人超	15万円
	50人以下	13万円
1,000万円以下の法人	50人超	12万円
	50人以下	5万円
上記以外の法人等（公共法人・公益法人等、一般社団法人など）		5万円

法人町民税の税率

法人税割 税額の計算方法は課税標準となる 法人税額 × 税率となります。

事業開始年度	税率
平成26年10月 1日から令和元年 9月30日までに開始する事業年度	9.7%
令和元年10月 1日以降に開始する事業年度	6.0%

申告と納付

申告区分	申告納付すべき額	申告納付期限
予定申告	均等割額（年額）の2分の1の額と、前事業年度の法人税割額の2分の1の額の合計額	事業年度開始日以後6か月を経過した日から2か月以内
中間申告	均等割額（年額）の2分の1の額と、その事業年度開始日以後6か月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税割額の合計額	事業年度開始日以後6か月を経過した日から2か月以内
確定申告	均等割額と法人税割額の合計額。 ただし、中間（予定）申告を行った税額がある場合は、その税額を差し引いた税額	事業年度終了日の翌日から原則2か月以内（確定申告書提出期限延長法人を除く）

04
事業者向け
ご案内

※予定申告・中間申告については、前事業年度の確定法人税額が20万円以上の法人が対象となります。なお、町内に寮等のみを有する法人や普通法人以外の法人（公益法人等）は対象外となります。

※内国法人のうち、大法人（事業年度開始の時ににおいて資本金の額等が1億円を超える法人や相互会社、投資法人及び特定目的会社）については、電子申告（eLTAX）での提出が義務化されているのでご注意ください。

各種届出

◇町内に法人等を設立した場合や事務所・事業所または寮・保養所を有することになった法人等は、“設立・開設届”を1か月以内に提出してください。※同様の届出は県や国にも必要な場合があります。

◇法人等の名称・所在地・代表者等の変更や町内事務所等の廃止、法人等の解散、休業などがあった場合には、“変更・異動届”を1か月以内に提出してください。

◇各種届出は町ホームページからダウンロードできます。また、各種届出は電子申告（eLTAX）でも提出できます。

問合せ先

箱根町総務部税務課税制係

Mail web_zeimu@town.hakone.kanagawa.jp

TEL 0460-85-7750

箱根町 法人町民税



言葉の壁を越えようとする方を応援 国際的に活躍したい方へ

英語に関する技能検定料の補助

町民の方の学習意欲および英語力の向上を支援するため、英語に関する技能検定の検定料を補助します。

対象の検定

(公財) 日本英語検定協会

が実施する

◇実用英語技能検定【英検】

(一財) 国際ビジネスコミュニケーション協会

が実施する

◇TOEIC Listening & Reading Test 【TOEIC】

◇TOEIC Speaking & Writing Tests

補助の対象者

補助対象検定の受験日において、町内に住所がある方で次のいずれかに該当する方

◇補助対象検定を受験する満15歳以上18歳未満

(中学校に在籍する生徒を除く)の者の保護者

◇補助対象検定を受験する満18歳以上の方

補助の金額

検定料の額

*補助金の交付は

各補助対象検定につき毎年度1回限り

申請について

所定の様式等を町教育委員会に郵送または持参にて提出してください。

◇申請書

◇口座振替依頼書

◇請求書

◇受験の日を証する書類

◇検定料を支払ったことを証する書類

問合せ先

箱根町教育委員会生涯学習課生涯学習体育係

Mail web_shougai@town.hakone.kanagawa.jp

TEL 0460-85-7601



箱根町 検定補助



箱根町国際交流協会

箱根町の国際化を推進するとともに海外姉妹都市を主とした諸外国との相互理解と友好関係を深める活動をしています。

活動内容

◇外国語会話教室(英語・中国語会話教室の開催)

◇料理教室

◇HSHV(Home Stay Home Visit)・善意翻訳

対象者・会費

国際的視野を広げたい方をお待ちしております。

◇個人会員 年会費 2,000円

◇団体会員 年会費 15,000円

問合せ先

箱根町国際交流協会事務局(箱根町観光課内)

Mail web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp

TEL 0460-85-7410



箱根町国際交流協会



やさしい日本語で話そう!!

外国語は話せないけど、
コミュニケーションがとりたい!!

伝えたいことがあるけど、伝えられない!!

そんな方には
やさしい日本語で話す・書くことを
おすすめします。

やさしい日本語は

**相手のことを思いやる優しい気持ちと
簡単な言葉を使用した易しい伝え方で**

できています。

◇全体的にゆっくり、はっきり話す

◇一文は短く

◇難しい言葉は簡単な言葉に言い換える

◇写真やイラストなど視覚的な補助を使う
など

職場でのコミュニケーションやマニュアル作成は、ぜひ“やさしい日本語”を使ってみてください。

働く方のための融資 勤労者生活資金融資

勤労者生活資金融資

町と中央ろうきん（中央労働金庫）が提携して、箱根町に居住し事業所に勤務されている方へ無担保で資金を融資します。

資金の用途

- ◇本人又は同居の親族の冠婚葬祭に要する費用
- ◇本人又は同居の親族の医療に要する費用
- ◇本人又は同居の親族の出産に要する費用
- ◇子の入学又は本人の学習に要する費用
- ◇本人が居住する家屋の増改築に要する費用
- ◇生活の向上又は改善に必要な耐久消費財の取得に要する費用
- ◇住宅用太陽光発電システム設置に要する費用

貸付利率

リフォーム費

年利1.95%

入学費・学習費

年利1.85%

自動車購入費・その他

年利2.00%

*別途、保証料が貸付利率に上乗せとなります。

*貸付利率は、市中金利の動向により年度途中において改定する場合があります。

貸付限度額など

貸付限度額 1人につき100万円

返済期間 5年以内

返済方法

- (1)元利均等割賦による月賦
- (2)半年賦返済

補助の対象者

- ◇本町の住民基本台帳に記録されていること
- ◇町内に1年以上居住し、かつ1年以上同一の事業所に続けて勤務していること
- ◇町税に滞納が無いこと
- ◇返済能力があること

※そのほか中央ろうきんの要件や審査があります。
◇申し込み時の年齢が満18歳以上で、最終返済時の年齢が満81歳未満の方
◇金庫所定の保証協会の保証を受けられる方など

申請について

1 中央ろうきんが申請・相談窓口です

中央労働金庫 小田原支店
TEL 0465-24-3322

2 審査・決定します

中央ろうきんの審査のほか、町による納税確認を行います。
※日本労働者信用基金協会の信用保証が必要となります。

3 貸付実行となります

問合せ先

箱根町企画観光部観光課産業振興係

Mail web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp

TEL 0460-85-7410

箱根町 勤労者融資



OFFを箱根で楽しむ 箱根町立施設のご紹介

さくら館 温水プール

天候、季節問わず、だれでも気軽に、安全に、楽しく身体を動かすことができます。仕事前・仕事後・休日に自身の健康づくりしませんか？

運動が久しぶりな方やケガが心配な方、泳げない方には、水中ウォーキングがおすすめです。

利用料金 *定期券や回数券もあります

大人(高校生以上)	300円
小人(小・中学生)	100円
幼児(3歳以上)	無料

開館時間 9:00～20:00
*入館は19:30まで

休館日 ◇毎週月曜日(祝日は除く)
◇祝日の翌日(土・日曜日は除く)
◇年末年始(12/29～1/3)

水中ウォーキング専用プール



アクセス

箱根町宮城野881-1
◇明神平下車徒歩3分
◇駐車場 有(無料)

問合せ先
箱根町福祉部健康推進係
TEL 0460-85-0800



箱根ジオミュージアム

箱根火山の不思議や歴史、自然の魅力をたっぷり味わえる施設です。勤務地“箱根”をもっと知りたい方、家族・友人を“箱根”に招待する方、ぜひ当施設で箱根火山の魅力と不思議に出会ってください。

料金

おとな・子ども	100円
就学前児童	無料

開館時間 9:00～16:00
*天候等により臨時休館や営業時間に変更になる場合もあります。

アクセス 箱根町仙石原1251
大涌谷くろたまご館1F
◇大涌谷徒歩1分

問合せ先
箱根ジオミュージアム
TEL 0460-83-8140



箱根湿生花園

箱根の四季を感じるならここ箱根湿生花園がおすすめです。湿原に生育する植物を中心に園内の約1700種の植物が日頃の仕事疲れを癒してくれます。

ぐるっと1周約40分、リフレッシュタイムをお過ごしください。

利用料金 *お得な回数券やセット券もあります

大人(中校生以上)	700円
小人(小学生)	400円

開園時間 9:00～17:00
*入館は16:30まで

開園期間 3月中旬～11月30日
(開園期間無休)

アクセス 箱根町仙石原817
◇仙石案内所前下車徒歩8分
◇駐車場 有(無料)



問合せ先
箱根湿生花園

TEL 0460-84-7293

森のふれあい館

箱根の自然を動物や植物の展示をとおして感じられます。ちょっとレトロなロボット人形劇や木の実クラフト、森とふれあう時間は非日常体験です。

箱根で働く皆さまも、たまには仕事を忘れて、箱根の森の仲間になってみるのはいかがでしょうか？

利用料金

大人(中学生以上)	650円
小人(小学生)	400円
園児以下	無料

開館時間 9:00～17:00(3/1-11/30)
9:00～16:30(12/1-2/末日)
*いずれの期間も入館は閉館30分前まで

アクセス 箱根町箱根381-4
◇箱根やすらぎの森下車徒歩5分
◇駐車場 有(無料)

問合せ先
森のふれあい館
TEL 0460-83-6006



各種連絡先

関係機関

	名称	電話番号
金融機関	神奈川県信用保証協会 小田原支店	0465-23-0138
	さがみ信用金庫 湯本支店	0460-85-5518
	さがみ信用金庫 宮城野支店	0460-87-7010
	さがみ信用金庫 仙石原支店	0460-84-9131
	スルガ銀行 箱根支店（小田原支店内）	0465-22-2191
	中央労働金庫 小田原支店	0465-24-3322
	横浜銀行 箱根湯本支店	0460-85-7311
商工会議所	小田原箱根商工会議所	0465-23-1811
	小田原箱根商工会議所 箱根支部	0460-85-6245
国・県	中小企業庁	03-3501-1511(代表)
	経済産業省	03-3501-1511(代表)
	ハローワーク小田原	0465-23-8609
	神奈川県産業労働局 中小企業部中小企業支援課団体指導グループ	045-285-0747
	神奈川県産業労働局 中小企業部中小企業支援課調整グループ	045-210-5556

相談窓口

	名称	電話番号
経営全般	よろず支援拠点 小田原サテライト	0465-23-0125
	中小企業電話相談ナビダイヤル	0570-064-350
	がんばる中小企業経営相談ホットライン	050-3171-8814
資金繰	中小企業金融相談	0570-783-183
	金融庁電話相談	0570-016-811
事業承継	神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター (公財)神奈川産業振興センター	045-633-5143



発行 令和7年9月1日

箱根町
企画観光部観光課

〒250-0398 箱根町湯本256番地

TEL 0460-85-7410 FAX 0460-85-6815

Mail web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp
